

(参考資料) 東日本大震災復興特別貸付の概要

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
①今般の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者／原発事故に係る警戒区域等 ^(注1) 内の中小企業者	<p>a) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】 3億円 【日本公庫(国民事業)】 6,000万円</p> <p>b) 貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転)</p> <p>c) 据置期間 最大5年</p>	<p>ア) 金利引下げ措置 ・基準金利^(注2)から▲0.5%。 ・ただし貸出後3年間・1億円(国民事業は3,000万円)までは、基準金利から▲1.4%。</p>
②上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者	<p>d) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】 3億円 【日本公庫(国民事業)】 6,000万円</p> <p>e) 貸付期間 最大15年(設備、運転)</p> <p>f) 据置期間 最大3年</p>	<p>イ) 金利引下げ措置 ・基準金利^(注2)から最大▲0.5%^(注3)。 ・ただし貸出後3年間・3,000万円までは、基準金利から最大▲1.4%^(注4)。</p>
③その他の理由により、業況が悪化している中小企業者(風評被害等による影響を含む。) ※上記①②の該当者は、本措置も利用可能。	<p>g) 貸付限度額 【日本公庫(中小事業)】 7億2,000万円 【日本公庫(国民事業)】 4,800万円</p> <p>h) 貸付期間 最大15年(設備)、8年(運転)</p> <p>i) 据置期間 最大3年</p>	<p>ウ) 金利引下げ措置 期間限定なく、基準金利^(注2)から最大▲0.5%^(注3)。</p>

^(注1): 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

(注) 審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

^(注2): 平成23年6月7日現在、貸付期間5年の場合で、中小事業は1.65%、国民事業は、2.15%。
(貸付期間が長くなれば金利も上がります。なお、基準金利は毎月1回改定。)

^(注3): 売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。
^(注4): ▲0.9%は自動的に適用。さらに、^(注3)の引下げが可能。

^(注5): 商工中金の危機対応業務(中小企業向け)は、中小事業と同様の内容で実施。

^(注6): この他、地震や津波により工場が全壊した等の事業者向けの利子補給制度等については、次ページを参照。

『東日本大震災復興特別貸付における特別利子補給制度』

1. 今般の補正予算で創設した日本公庫等の『東日本大震災復興特別貸付』により借入を行う中小企業者のうち、地震・津波等により事業所が全壊又は流失した中小企業者等や、警戒区域等(※)内の中小企業者等を対象として、融資を無利子化する『特別利子補給制度』を創設(貸付後3年間、上限1億円(国民事業は3,000万円))。実施にあたっては、中小機構、県の財団法人等を経由して利子補給を行うこととする。

※警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

【1次補正予算に100億円を計上】

- 震災後に日本公庫等による災害復旧貸付を受けた中小企業者等であって、本制度の対象に該当する場合には、当該貸付について、その借入時に遡って利子補給の対象とする。
- 制度導入に向け、福島県、宮城県、岩手県等との間で調整中。

